

自治基本条例に基づく条文ごとの取組状況

条文	制度・施策名	これまでの主な取組							備考
		平成17年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
第8条	<p>事業者の社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国連グローバル・コンパクト 国連が提唱した取組。「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の4分野からなる10原則。 ●かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企業・組織、市民が自発的に参加。 ビジネス・コンパクト、市民コンパクト登録数 ●総合評価一般競争入札制度 審査基準により評価。社会貢献度、性能等及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。 		○国連グローバル・コンパクトに署名(H18.1)						
				○ビジネス・コンパクトの登録開始		○市民コンパクトの登録開始			
					8件	21件	33件	34件	
第9条	<p>コミュニティの尊重等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内会・自治会への支援 町内会・自治会の活動をはじめ、自主防災活動や資源集団回収事業など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支給 ●市民活動推進委員会 市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることを目的に設置。 ●都市型コミュニティ検討委員会 都市化の進んだ大都市川崎市における地域コミュニティの活性化の方策について調査審議。 ●かわさき市民公益活動助成金制度 活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内でボランティア・市民活動団体が行う「公益事業」を支援。 	町内会・自治会への支援							
			416,509	420,890	426,437	432,891	434,328	438,404	
			70.5%	70.1%	69.2%	68.3%	67.1%	66.0%	
第11条	<p>議会の権限及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議会基本条例の制定・施行 議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために制定 	○第1期委員会(中間支援組織、活動資金)H14.1発足	○第2期委員会設置(市民活動の評価)	○第3期委員会の設置(人材育成、情報共有、これまでの市民活動支援施策の検証)H18.19		○第4期委員会の設置(協働型事業の推進に関する検証)H20.21	○第5期委員会の設置(市民活動支援拠点に関する検証)H22.23		
		○助成金制度創設(H16)				○都市型コミュニティ検討委員会の設置	○都市型コミュニティ検討委員会報告書作成		
			17団体	19団体	21団体	21団体	28団体	9団体	
			27団体	29団体	33団体	42団体	31団体	43団体	
								○議会基本条例施行	

条文	制度・施策名	これまでの主な取組							備考	
		平成17年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
第15条	行政運営の基本等	●新総合計画・川崎再生フロンティアプラン 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。		○新総合計画策定 第1期実行計画策定(H17.4)		○第2期実行計画策定(H20.3)			○第3期実行計画策定(H23.3)	
		●行財政改革プラン 効率的かつ健全な行財政基盤を確立し、社会経済環境の変化に的確に対応するためのプラン。	○第1次プラン策定(H14.9) ○第2次プラン策定(H17.3)			○新行財政改革プラン(第3次改革プラン)策定(H20.3)			○新たな行財政改革プラン(第4次改革プラン)策定(H23.3)	
第16条	財政運営等	●中期財政収支見通しの策定 ●財政の健全性の確保 ●財政に関する情報の公表	○財政フレームの策定(H14.9) ○財政フレームの策定(H17.3) ○財政のあらましの公表	○財政状況一覧表の作成・開示		○財政フレームの策定(H20.3)			○財政フレームの策定(H23.3)	
第17条	評価	●政策評価委員会 施策評価を実施し、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に明らかにし、効率的・効果的な行政運営に取り組む。		○第1期政策評価委員会の設置		○第2期政策評価委員会の設置		○第3期政策評価委員会の設置		
		会議開催回数		3	4	4	4	4	3	
		意見提出件数		36	21	21	27	4		
第18条	苦情、不服等に対する措置	●市民オンブズマン制度 市民からの行政に関する苦情の申し立て処理や行政の監視などを、市民に立場に立って行う。	○市民オンブズマン条例(H2.11)							
		受付件数		120	117	105	138	99	110	
		●人権オンブズパーソン制度 いじめ、虐待など子どもの権利の侵害やDV、セクハラなど男女平等にかかわる人権侵害の相談を受ける。								
	受付件数		414	449	364	370	368	322		
第22条	区民会議	●区民会議 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う。	○試行の区民会議実施	○区民会議条例施行 ○第1期区民会議		○第2期区民会議		○第3期区民会議		

条文	制度・施策名	これまでの主な取組							備考		
		平成17年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
第23条	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ●インターネット、メールマガジン等による広報拡大 ●市民便利帳の配布 			○アクセシビリティの向上を図るため「定型テンプレート」を導入	○メールニュースかわさき配信開始		○無料で制作した市民便利帳の配布	○アクセシビリティ向上を図るためのサポートソフト「Zoomsight」を導入		
		ホームページアクセス件数(単位:万件)				350	350	385	449		
		<ul style="list-style-type: none"> ●記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施 			○市のイベント情報などを記載した「報道掲示板」により記者クラブへ情報提供(H18.7設置)						
		報道への資料提供の件数		1,655	1,705	1,586	1,766	1,933	1,880		
第24条	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ●要綱等の公表 				○要綱は平成19年7月から、要領等は同年11月からインターネット及び区役所等で閲覧開始					
		公表件数				2,664	2,764	3,027	3,126		
第25条	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有、情報公開の推進(情報公開条例) 情報公開制度に基づく市民の知る権利の保障。 	S59.10施行 ※情報公開法施行に合わせ、H13.4に全部改正	○条例の一部改正(H17.4)	○電子申請による請求手続を導入(H18.7)		○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21.9)				
		公文書開示請求件数		1,013	1,062	867	947	1,035	1,635		
第26条	会議公開	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の保護(個人情報保護条例) 個人情報の適正な取扱いと、市が保有する個人情報について、開示、訂正、利用の停止等の請求する権利の保障。 	S61.1施行 ○個人情報保護制度の広報(市民向けリーフレットの配布) ○個人情報保護研修会の実施	○条例の一部改正(H17.4)	○電子申請による請求手続を導入(H19.1)		○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21.9)	○個人情報保護制度の概要を市民向けにホームページで広報			
		保有個人情報開示等請求件数		132	163	209	168	232	179		
第26条	会議公開	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等会議の公開(審議会等の会議の公開に関する条例) 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備。HPに開催日を掲載 	H11.4施行	○条例の一部改正(H17.4)		○ホームページリニューアル(H20.2)					
		対象となる審議会等 傍聴人		267 707	275 1086	246 661	245 804	256 676	274 619		

条文	制度・施策名	これまでの主な取組							備考	
		平成17年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
第27条	情報共有の手法等の整備	●総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付ける「サンキューコール」を運営			○サンキューコールかわさきの本格運用開始(H18.4) ○イベント案内、予約受付業務開始(H18)	○同業務拡大(H19)	○区役所代表電話交換業務統合(2区・H20.4)		○3区役所代表電話交換業務統合(計5区・H22.10)	
		①サンキューコール問い合わせ件数			3,142	17,193	33,591	39,310	39,457	
		②本庁代表電話				142,236	105,710	97,875	86,710	
		③区役所代表電話					70,409	70,986	134,110	
		F&Q件数		1,538	1,658	1,767	1,815	1,874	1,897	
	●ITを活用した参加と協働の仕組みづくり			○宮前区と民間のポータルサイトとの連携による地域ポータルサイトの開始(H18.7～)	○民間地域ポータルサイト(全市版)の活用(H20.1～)					
第28条	多様な参加の機会の整備等	●多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設ける。		○市民意識実態調査 年1回1,500名	○市民アンケート H18見直し 年2回 各3,000名					
		市長への手紙 件数		1,958	1,616	1,746	1,407	1,323	1,368	
		かわさき市民アンケート回答数 1回目		65.9	46.3	48.2	41.6	49.0	50.1	
		2回目			42.3	43.6	47.0	47.5	52.7	
		全市を対象としたタウンミーティング・説明会	○川崎市総合計画市民会議 ○新総合計画第1期実行計画策定のためのタウンミーティング				○第2期実行計画策定のためのタウンミーティング	○CCかわさき環境ミーティング ○第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定説明会	○CCかわさき環境ミーティング	○第3期実行計画策定のためのタウンミーティング
第29条	審議会等の公募	●附属機関等の設置等に関する要綱 ●附属機関等の委員公募実施指針 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則とする。	○要綱及び指針の施行(H9.7)							
		公募委員を含む審議会の数				62(29.5%)	73(31.3%)	75(30.9%)	69(24.3%)	

条文	制度・施策名	これまでの主な取組							備考
		平成17年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
第30条	パブリックコメント手続 ●パブリックコメント手続条例 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度。 ----- パブリックコメント件数/意見数				○パブリックコメント手続条例施行(H19.4) 75/1,542	54/3,239	45/2,251	65/4,026	
第31条	住民投票制 ●住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度。		○住民投票制度検討委員会(H17.12~H18.9)				○川崎市住民投票条例の施行(H21.4)		
第32条	協働推進の施策整備等 ●協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通目標に向かって協働で行う事業を実施する際の基本的な考え方や手順を示すもの。 ----- 協働型事業の数 協働推進窓口の相談件数				○協働型事業のルールの策定(H20.2)	○協働推進窓口の設置(H20.7) 86 12	87 16	94 12	
第33条	自治運営の調査審議 ●自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則(情報の共有、参加及び協働)に基づく制度等の在り方について調査審議する。			○第1期自治推進委員会設置(H19.2~H20.3)		○第2期自治推進委員会設置(H20.11~H22.3)		○第3期自治推進委員会設置(H22.12~H24.3予定)	
第34条	国や他の自治体との関係 ●自治体間の連携 ●県市間の権限移譲の取組 ●全国市長会、指定都市市長会、八都府市長会との連携による取組(国への施策提言や要望活動、調査研究等) ●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組					○川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ		○「地方分権の推進に関する方針」策定	